

全建労発第 50号
令和5年1月10日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

「施工体制台帳の作成等について」の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、施工体制台帳の作成を義務付ける下請代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に引き上げられるなど、所要の改正が行われ、令和5年1月1日から施行されることとなりました。

これを踏まえ、今般、国土交通省では「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付建設省経建発第147号）について一部改正を行い、令和5年1月1日から適用することとし、各地方整備局等建設業担当部長及び各都道府県建設業主管部局長あてに通知した旨、本会に対し通知がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）